

# パテント部会 3月定例会のご案内

主催

一般社団法人静岡県発明協会  
産業財産権関連実務研究部会

産業財産権関連実務研究部会(通称:パテント部会)の第313回定例会を下記のとおり開催いたします。  
是非、奮ってご参加下さい!

記

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 日時           | 平成31年 3月 20日(水) 13:30~16:30   |  |
| 場所           | 静岡市産学交流センター (B-nest)<br>静岡市葵区御幸町 3-21 ペガサート7階 大会議室  |  |
| 募集人員         | 70名 先着順(定員になり次第締切)  |  |
| 内容           | <p><b>勉強会「商標の類否判断」</b><br/>「げんこつ」と「げんこつコロッケ」・「げんこつメンチ」の類否<br/>知財高裁判例を題材に<br/>進行: 石垣特許事務所 弁理士 石垣春樹氏</p> <p>商標を採択・使用するにあたっては、類似する先登録の有無が最優先検討事項と言えるのではないのでしょうか。今回は、無効審判の審決取消訴訟(知財高裁段階)において、「げんこつ」と「げんこつコロッケ」とは類似する、「げんこつ」と「げんこつメンチ(標準文字)」とは類似しない、という形で判断の分かれた事例を題材にしながら、類似と非類似の境界線がどのあたりなのか等を考えてみたいと思います。商標実務はあまりされていない方にも入りやすいように基本のところから説明し、判例・事例の紹介、また、仮想事例をもちいて皆さんと一緒に具体的に似ている?似ていない?の感覚と理解を深めてみたいと考えております。<br/>多数の皆様の参加をお待ちしております!</p> |  |
| 参加費          | 会員は年会費に含まれています。 非会員は初回無料、2回目以降3,000円/回  |  |
| 申込期限         | 平成31年3月15日(金) 必着  |  |
| お問合せ<br>お申込み | 一般社団法人静岡県発明協会 産業財産権関連実務研究部会(パテント部会)<br>TEL: 054-254-7575 FAX: 054-254-7663 E-Mail: support@shizuoka-ipc.gr.jp<br>ホームページ: <a href="http://shizuoka-ipc.gr.jp/patent/">http://shizuoka-ipc.gr.jp/patent/</a> ←こちらからもお申込みいただけます<br>◎お申込みに対する受諾のご連絡はいたしませんので、直接会場にお越しください。  |  |

FAX:054-254-7663 一般社団法人静岡県発明協会 事務局行き

## パテント部会定例会 参加申込み

|        |               |        |        |
|--------|---------------|--------|--------|
| 参加者氏名  | 一般社団法人静岡県発明協会 |        | 会員・非会員 |
|        | ○をつけてください     |        |        |
| 会社・部課名 |               |        |        |
| 住所     | 〒             |        |        |
| 電話番号   |               | FAX 番号 |        |
| E-mail |               |        |        |

※ 本部会申込みにご提供いただいた個人情報は、当協会の各種事業へのご案内以外には使用いたしません。

**\*\*\*\* 情報を越えたスキルはパテント部会から \*\*\*\***

\*\*\* 今や知財情報のほとんどはインターネットで入手可能な時代です。 \*\*\*

\*\*\* しかし本当のスキルは、仲間どうしの研鑽から! \*\*\*